

八丁台土地区画整理事業の換地処分に伴う
町名地番変更のしおり(法人用)

令和3年11月27日(土)から皆様の
住所(会社の所在地)が変わります。



筑西市役所 都市整備課

TEL 0296-20-1181

はじめに

会社・法人の所在地及び代表者等の住所の変更にあたり、登記は法律上、皆さまにお手続していただかなければなりません。お手数をおかけしますが、ご協力をお願いします。八丁台土地区画整理事業地区内の会社・法人の変更登記は、水戸地方法務局法人登記部門で手続をしてください。

なお、手続の際に筑西市都市整備課で発行します「所在地変更証明書」を添付していただきますと、会社の移転扱いではなく、登録免許税（登記手数料）が免除されます。※未登記の事項がある場合は登録免許税がかかる場合があります。

また、不動産（土地や建物）の所有権登記名義人住所変更につきましては、水戸地方法務局 筑西出張所で手続をしてください。

※土地や建物の不動産登記は、換地処分に伴う書き換え登記を行うため、登記が完了するまでの間、一般の登記手続（住所変更手続、所有権移転登記等）や登記事項証明書、地図・図面に関する証明書交付事務が一定期間停止されます（登記事務の停止）。

そのため、**登記事務の停止（概ね2～3 カ月）が解除された後に手続を行ってください。**

変更日は令和3年11月27日(土)です。

その他、町名地番変更に伴い各種関係機関へ手続が必要となることあると思われますので、お手数ですが関係機関へご確認下さい。

目 次

はじめに	2
1 新しい住所等の表示方	4
2 郵便番号について	4
3 本店の所在地の表示が変更になった場合	5
4 支店の所在地の表示が変更になった場合	7
5 所在地変更証明書の発行について	10
6 代表者等の住所の表示が変更になった場合	11
7 不動産(土地・建物)登記の住所変更について	13
8 住所の表示変更のお知らせ用はがきについて	15
9 登記に関するお問い合わせ	16

1. 新しい住所等の表し方

住所等の表し方は、以下のように変更となります。

住所 及び 本籍 ・ ・ 町名と地番が新しくなります。

【変更前の例】

筑西市岡芹〇〇番地

⇒

【変更後の例】

筑西市 岡芹一丁目 〇番地

不動産(土地) ・ ・ 町名と地番が変わります。

【変更前の例】

筑西市岡芹字八丁〇〇番地

⇒

【変更後の例】

筑西市 岡芹一丁目 〇番(地)

※土地の地番は「番」、建物の所在地は「番地」で表します。

2. 郵便番号について

郵便番号は以下のとおりです。

中館 ・ ・ ・ ・ ・ 〒308-0005

八丁台 ・ ・ ・ ・ ・ 〒308-0008

岡芹一丁目 ・ ・ ・ ・ ・ 〒308-0051

岡芹二丁目 ・ ・ ・ ・ ・ 〒308-0051

3. 本店の所在地の表示が変更になった場合

(1) 手続き

「変更登記申請書」に必要事項を記載し、「所在地変更証明書」を添付して、水戸地方法務局法人登記部門に申請してください。(郵送でも可)

また、茨城県以外にも支店がある場合は、本店の変更登記終了後、その変更登記をしたことを証する「履歴事項証明書」の交付を受け(有料各自申請)、「変更登記申請書」に添付して、支店所在地を管轄する法務局にも申請してください。(郵送でも可)

変更登記申請書に会社法人等番号を記載することにより「履歴事項証明書」の添付を省略することもできます。この場合には、添付書類欄に次のとおり記載します。

履歴事項証明書 添付省略

(会社法人番号 ○○○○-○○-○○○○○○)

※法人登記簿は登記閉鎖されません

〈1〉本店での登記

登記の期間	変更のあった日(令和3年11月27日)から2週間以内
登記所	水戸地方法務局法人登記部門
申請人	代表取締役
必要書類	① 会社変更登記申請書 ② 所在地変更証明書 ②は筑西市都市整備課で発行

〈2〉支店での登記(支店での手続きは本店での登記が済んでから行ってください。)

登記の期間	本店での手続き完了後から3週間以内
登記所	支店の所在地を管轄する法務局
申請人	代表取締役
必要書類	① 会社変更登記申請書 ② 〈1〉本店での登記をした事を証する履歴事項証明書

※なお、本店での一括申請(手数料必要)もできます。詳しくは本店を管轄する法務局にお尋ねください。

4.5cm×10.5cm の
スペースを空けてください。

株式会社変更登記申請書

- | | | | |
|---|---------|-----------------------|------------------------|
| 1 | 会社法人等番号 | 0000-00-000000 | 分かる場合に記載 |
| 1 | 商号 | 〇〇〇株式会社 | |
| 1 | 本店 | 茨城県筑西市大字中館〇〇〇番地〇 | 変更前の本店所在地 |
| 1 | 登記の事由 | 町名地番変更による本店の変更 | |
| 1 | 登記すべき事項 | 令和3年11月27日変更 | |
| | 本店 | 茨城県筑西市〇〇〇△丁目〇〇番地 | 新しい所在地 |
| 1 | 登録免許税 | 登録免許税法第5条第5号により免除 | |
| 1 | 添付資料 | 所在地変更証明書 1通
委任状 1通 | この添付があれば非課税となります。P10参照 |

上記のとおり登記の申請をします。

令和 〇 年 〇〇 月 〇〇 日申請

申請人 茨城県筑西市〇〇〇△丁目〇番地
〇〇〇株式会社

法務局に印鑑を提出している
代表者の住所
※町名地番変更で変更した
場合は新住所

茨城県〇〇市□□ 〇番地〇
代表取締役 筑西 太郎 印

法務局に届出の印

茨城県〇〇市□□ 〇番地〇
上記代理人 代理 花子 印

代理人に登記申請を委任し
た場合にのみ、必要です。

代理人が申請する場合に記載し、代理人の印鑑(認印)を押してください。この場合、申請書に代表取締役の押印は必要ありませんが、委任状に法務局に届出した印を押印する必要があります。

水戸地方法務局 御中

4. 支店の所在地の表示が変更になった場合

(1) 手続き

「変更登記申請書」に必要事項を記載し、会社(支店)の「所在地変更証明書」を添付して、本店所在地を管轄する法務局に申請してください。(郵送でも可)

本店所在地を管轄する法務局での登記終了後、その変更登記をしたことを証する「履歴事項証明書」の交付を受け、「変更登記申請書」に添付して、水戸地方法務局法人登記部門に申請してください。(郵送でも可)

登記変更申請書に会社法人等番号を記載することにより「履歴事項証明書」の添付を省略することもできます。この場合には、添付書類欄に次のとおり記載します。

なお、本店が茨城県内の場合は〈1〉のみの申請で終了となります

履歴事項証明書 添付省略

(会社法人番号 ○○○○-○○-○○○○○○)

※法人登記簿は登記閉鎖されません

〈1〉 本店での登記

登記の期間	変更のあった日(令和3年11月27日)から2週間以内
登記所	本店の所在地を管轄する法務局
申請人	代表取締役
必要書類	① 会社変更登記申請書 ② 所在地変更証明書 ②は筑西市都市整備課で発行

〈2〉 支店での登記(支店での手続きは本店での登記が済んでから行ってください)

登記の期間	本店での手続き完了後から3週間以内
登記所	水戸地方法務局法人登記部門
申請人	代表取締役
必要書類	① 会社変更登記申請書 ② 〈1〉本店での登記をした事を証する履歴事項証明書

4.5cm×10.5cm の
スペースを空けてください。

株式会社変更登記申請書

- | | | | |
|---|---------|-----------------------|------------------------|
| 1 | 会社法人等番号 | 0000-00-000000 | 分かる場合に記載 |
| 1 | 商号 | 〇〇〇株式会社 | |
| 1 | 本店 | 茨城県結城市〇〇〇番地〇 | 本店所在地 |
| 1 | 登記の事由 | 町名地番変更による支店の変更 | |
| 1 | 登記すべき事項 | 令和3年11月27日変更 | |
| | 支店番号 | 1 | |
| | 支店 | 茨城県筑西市〇〇〇△丁目〇〇番地 | 新しい所在地 |
| 1 | 登録免許税 | 登録免許税法第5条第5号により免除 | |
| 1 | 添付資料 | 所在地変更証明書 1通
委任状 1通 | この添付があれば非課税となります。P10参照 |

上記のとおり登記の申請をします。

令和 〇 年 〇〇 月 〇〇 日申請

申請人 茨城県結城市〇〇〇番地〇
〇〇〇株式会社

法務局に印鑑を提出している
代表者の住所

茨城県結城市□□ 〇番地〇
代表取締役 結城 太郎 印

法務局に届出の印

茨城県〇〇市□□ 〇番地〇
上記代理人 代理 花子 印

代理人に登記申請を委任し
た場合にのみ、必要です。

代理人が申請する場合に記載し、代理人の印鑑(認印)を押してください。この場合、申請書に代表取締役の押印は必要ありませんが、委任状に法務局に届出した印を押印する必要があります。

水戸地方法務局 御中

4.5cm×10.5cm の
スペースを空けてください。

株式会社変更登記申請書

- | | | | |
|---|---------|-------------------|-----------|
| 1 | 会社法人等番号 | 0000-00-000000 | 分かる場合に記載 |
| 1 | 商号 | 〇〇〇株式会社 | |
| 1 | 本店 | 千葉県〇〇市〇〇〇番地〇 | 本店所在地 |
| 1 | 支店 | 茨城県筑西市大字中館〇〇〇番地〇 | 変更前の支店所在地 |
| 1 | 登記の事由 | 町名地番変更による支店の変更 | |
| 1 | 登記すべき事項 | 令和3年11月27日変更 | |
| | 支店番号 | 1 | |
| | 支店 | 茨城県筑西市〇〇〇△丁目〇〇番地 | 新しい所在地 |
| 1 | 登録免許税 | 登録免許税法第5条第5号により免除 | |
| 1 | 添付資料 | 履歴事項証明書 1通 | |

上記のとおり登記の申請をします。

令和 〇 年 〇〇 月 〇〇 日申請

申請人 千葉県〇〇市〇〇〇番地〇
〇〇〇株式会社

法務局に印鑑を提出している
代表者の住所

千葉県〇〇市□□ 〇番地〇
代表取締役 千葉 太郎 印

法務局に届出の印

千葉県〇〇市□□ 〇番地〇
上記代理人 代理 花子 印

水戸地方法務局 御中

代理人が申請する場合に記載し、代理人の印鑑(認印)を押してください。この場合、申請書に代表取締役の押印は必要ありませんが、委任状に法務局に届出した印を押印する必要があります。

5. 所在地変更証明書の発行について

「所在地変更証明書」は、筑西市都市整備課で発行します。郵送での申請発行ができますので、同封の「所在地変更証明申請書」に必要事項をご記入の上、同封の封筒にて申請ください。

ご来所にて申請を行う場合には、発行に数日要しますので、お手数でも事前に FAX 等で申請書を送付いただければ幸いです。

なお、発行日につきましては、令和3年11月29日(月)以降、筑西市都市整備課にて無料で発行いたします。

筑西市 都市整備課 TEL 0296-20-1181

FAX 0296-20-1183

6. 代表者等の住所の表示が変更になった場合

(1) 手続き

「変更登記申請書」に必要事項を記載し、代表者等(株式会社の代表取締役、特例有限会社の取締役・監査役)の「住所変更証明書」を添付して、会社の本店所在地を管轄する法務局に申請(郵送でも可)してください。

〈1〉本店での登記

登記の期間	変更のあった日(令和3年11月27日)から2週間以内
登記所	本店の所在地を管轄する法務局(郵送でも可)
申請人	代表取締役
必要書類	① 会社変更登記申請書 ② 住所変更証明書 ②は筑西市市民課で発行 ※「住所変更証明書」は12月上旬に住所変更の対象者に郵送します。 お急ぎの方は、令和3年11月29日(月)以降、筑西市市民課にて無料で発行いたします。

4.5cm×10.5cm の
スペースを空けてください。

株式会社変更登記申請書

- 1 会社法人等番号 0000-00-000000 **わかる場合に記載**
- 1 商号 〇〇〇株式会社
- 1 本店 茨城県筑西市大字中館〇〇〇番地〇 **変更前の本店所在地**
- 1 登記の事由 町名地番変更の実施による代表取締役の住所変更
- 1 登記すべき事項 令和3年11月27日変更

代表取締役 〇〇 〇〇の住所変更

新しい住所の記載

住所 茨城県筑西市〇〇〇△丁目〇〇番地

- 1 登録免許税 登録免許税法第5条第5号により免除

- 1 添付資料 **住所変更証明書 1通**
委任状 1通

この添付があれば非課税となります。

上記のとおり登記の申請をします。

代理人に登記申請を委任した場合にはのみ、必要です。

令和 〇 年 〇〇 月 〇〇 日申請

申請人 茨城県筑西市〇〇〇△丁目〇番地
〇〇〇株式会社

本店所在地

変更後の代表取締役の住所

茨城県〇〇市□□ 〇番地〇
代表取締役 筑西 太郎 印

法務局に届出の印

茨城県〇〇市□□ 〇番地〇
上記代理人 代理 花子 印

代理人が申請する場合に記載し、代理人の印鑑(認印)を押してください。この場合、申請書に代表取締役の押印は必要ありませんが、委任状に法務局に届出した印を押印する必要があります。

水戸地方法務局 御中

7. 不動産(土地・建物)登記の住所変更について

《各種手続きは登記事務の停止が解除された後に行ってください》

新しい住所変更に伴い、法務局に登記されております不動産(土地・建物)の権利部(甲区)(所有権に関する事項)や権利部(乙区)(所有権以外の権利に関する事項)の名義人住所はご本人の申請があるまで変わらないため、皆さまで申請していただく必要があります。

なお、土地登記簿(表題部<所在、地番、地目、地積>)および建物登記簿(表題部<所在、家屋番号>)につきましては、筑西市と水戸地方法務局筑西出張所で、区画整理の換地処分に伴う登記により書き換えをします。

※土地や建物の不動産登記は、換地処分に伴う書き換え登記を行うため、登記が完了するまでの間、一般の登記手続き(住所変更手続き、所有権移転登記等)や登記事項証明書、地図・図面に関する証明書交付事務が一定期間停止されます(登記事務の停止)。

そのため、登記事務の停止が解除された後に手続きを行ってください。

(土地の所有者の方には、解除されたことをお知らせします。その他はHP等でお知らせします。)

○変更していただく届出等について

変更していただく届出等	届出先	必要書類など	期限
土地・建物等不動産所有者の住所変更登記	水戸地方法務局筑西出張所	・登記申請書 ・法務局に登録している印鑑 ・登記事項証明書(会社・法人)	お早めに変更の手続きをしてください。
土地・建物登記簿に抵当権、地上権、賃借権、仮登記等の権利者として登記している方の住所変更登記	〒308-0031 筑西市丙116番地16 筑西しもだて合同庁舎内 TEL0296-22-3495	※ 登記申請書に法人番号記載の場合は登記事項証明書は不要です。	

○登記申請書記載上の注意事項について

(1) 次ページの記載例をご参照ください。

(2) 登記原因証明情報として、「所在地変更通知(都市整備課が発行、取得方法は10頁をご覧ください)」を添付してください。この場合、登録免許税はかかりません。

※但し未登記のものがある場合は登録免許税がかかる場合があります。

(3) 文字は、直接パソコンを使用し入力するか、インク、黒色ボールペンなどではっきりと書いてください。鉛筆は使用できません。

(4) 申請書の内容は、権利証等で確認し、正確に記入してください。

(5) 1枚の申請書で、複数の不動産について申請できます。

(6) 申請書は、他の添付書類とともに左とじにして提出してください。

申請書が2枚になるときは、申請人又は代理人の印でつづり目に割印してください。

(7) 代理人の方が手続きをする場合は、委任状が必要です。

※登記手続きをする際は電話での予約受付が必要となります。

4.5cm×10.5cm の
スペースを空けてください。

登記申請書

捨印

登記の目的 所有権登記名義人住所変更
原因 令和3年11月27日 町名地番変更

変更後の事項 住所 **筑西市岡芹一丁目1番地**

住所変更後の
所有者の住所

会社法人番号 **0000-00-000000** 分かる場合は記載

申請人 住所 **筑西市岡芹一丁目1番地**
氏名 ○○○株式会社
代表取締役 ○○ ○○

法務局届出印

申請書提出年月日
(手続きは
登記事務停止解除後)

登記事項証明書(会社・法人)を添付
会社法人番号記載の場合は不要

添付資料 証明書 1通

令和 ○○ 年 ○○ 年 ○○ 月 ○○ 日申請 **水戸地方法務局 筑西出張所**

登録免許税 登録免許税法第5条第5号により非課税
不動産の表記

変更後の登記の内容を
正確に記入してください。

土地の表示

所 在	地 番	地 目	地 積
筑西市岡芹一丁目	1番	宅地	200.00 m²

建物の表示

所 在	筑西市岡芹一丁目1番地				
家屋番号	種 類	居 宅	構 造	木造瓦葺2階建	
床面積	1階 78.90 m²	2階 67.89 m²			

8. 住所の表示変更のお知らせ用はがきについて

新しい住所（所在地）を関係者や取引先にお知らせいただくための、無料の「住所表示変更のお知らせ」はがきを日本郵便（株）より提供していただいております。

下記の記載例の要領でご記入の上、同封の回収用封筒に入れて、最寄りの郵便局またはポストにお出してください。（切手を貼る必要はありません。）

なお、1世帯（1事業所）あたり40枚のはがきをお配りしておりますが、不足する場合は筑西市都市整備課へご相談ください。

（筑西市 土木部 都市整備課 TEL：0296-20-1181）

郵便はがき

通信事務郵便

日本郵便株式会社

住所の表示変更のお知らせ

県市番地

様

308 8799

※表には新住所をお伝えする方の郵便番号住所とお名前だけをお書きください。

住所の表示変更のお知らせ

令和3年11月27日(土)から住所の表示が

下記のとおり変更となりますのでお知らせいたします。

○今後郵便をお出しになる際は、新住所をご記入ください。

~~○月○日から特売を実施!
ぜひ来店ください!~~

記

・新住所
郵便番号308一
茨城県筑西市

ご氏名

集合住宅 高層アパート等は棟番号
室番号までお書きください。

※住所と名称以外の記載があると無効になってしまい、配達されない場合がありますので、ご注意ください。

※新しい住所と氏名（会社・法人名）のみお書きください。

9. 登記に関するお問い合わせ

○会社等の登記に関すること

水戸地方法務局(本局) 法人登記部門

〒310-0061

茨城県水戸市北見町1番1号 水戸法務総合庁舎

TEL 029-227-9926

開庁時間：午前8時30分から午後5時15分(土・日・祝日を除く)

○不動産の登記に関すること

水戸地方法務局 筑西出張所

〒308-0031

筑西市丙116番地16 (筑西しもだて合同庁舎4階)

開庁時間 午前8時30分から午後5時15分(土・日・祝日を除く)

○本手引きに関すること

筑西市 土木部 都市整備課 まちづくりグループ

〒308-0031

筑西市丙360番地 (筑西市役所本庁舎3階)

TEL 0296-20-1181

FAX 0296-20-1183

開庁時間 午前8時30分から午後5時15分(土・日・祝日を除く)